

江戸川区スーパー堤防問題を考える協議会
江戸川区スーパー堤防取消訴訟を支援する会

1、本日江戸川区は、北小岩1丁目東部土地区画整理事業において一軒目の『直接施行』に着手した。この「直接施行」は、住民が願う「まちづくり」を実現する手段の一つとして進めてきた事業の仕組みを使って実施に踏み切ったものであります。

2、江戸川区が言う「まちづくり」とは、土地区画整理事業を行い「地区内細街路の解消」と、千葉街道との接道を改善する事であります。もう一つが、スーパー堤防整備事業であります。

3、地区内細街路の解消と、千葉街道との接道の改善は、多くの住民を追い立てて「更地」にしたことでただちに実現することが可能になったのであります。区内各地で実施している「平地での土地区画整理」に事業を見直すことで長期にわたる仮住まいなどすべてが解消します。

4、施行者が国土交通省に盛土を要請することにより、住民は、盛土したスーパー堤防の上に生活することとなり、傾斜ばかりの不自由な生活を強要されることとなります。

5、今回の「除却」は土地区画整理法77条による強制執行であります。なぜならば、「直接施行」は、区画整理の「仮換地指定」を行うことで生活する宅地の「使用収益権」を奪い、「催告書」を乱発して進めてきたものであります。これはまさに、人権無視の行為であり、江戸川区による区民・住民いじめの区長による強権発動であります。

6、江戸川区は、ただちに、この直接施行を中止するべきであります。そして、区民住民との真摯な話し合いによる解決を探究すべきであります。もちろん、予備費並びに補正予算で計上した『除却費用』の執行は中止すべきであります。

7、江戸川区は、そのうえで今、仮住居での生活を余儀なくしている方々とともに、盛土によらない平地での事業も含めて再提案を行うことを提案します。

8 国土交通省と江戸川区は、此処、北小岩1丁目において住民に塗炭の苦しみを与える暴挙を行う一方で、区内荒川下流の平井4丁目では、住友不動産によるマンション建設地において協議のうえでスーパー堤防建設計画を放棄しました。

莫大な税金を使い、完成する見通しもないスーパー堤防に固執する道をあきらめることこそ国と江戸川区の選択ではないでしょうか。

私たちは、国土交通省と江戸川区が、不要なスーパー堤防事業を中止するとともに、江戸川区長の強権発動である「直接施行」に強く抗議し中止することを求めるものです。

以上